

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部都市計画課 No.030

処 分 名	土地の買取り後の管理
処 分 の 概 要	土地買取者は、買い取った土地を当該土地に係る都市計画に適合するように管理しなければならない。
根拠法令等・条項	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号） 第七条の七第四項
審 査 基 準	法令に条文において、基準等が明記されているため審査基準については設定しません。
標準処理期間	30日（関係機関との協議に要する期間を除きます）
設定年月日	平成28年4月1日
申請時期	随時
申請方法	本庁4階都市計画課窓口への提出 又は 郵送
備 考	ホームページのリンク先 （ある場合、アドレスを記載してください。）

■都市再開発法

第七条の六

- 3 建築許可権者（前項の規定により、土地の買取りの申出の相手方として公告された者がいるときは、その者）は、市街地再開発促進区域内の土地の所有者から、第七条の四第一項の許可がされないときはその土地の利用に著しい支障を来すこととなることを理由として、当該土地を買い取るべき旨の申出があつたときは、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。

第七条の七 前条第三項の規定により土地を買い取つた者（以下この条において「土地買取者」という。）は、当該土地を第一種市街地再開発事業その他当該土地に係る都市計画に適合して事業を施行する者又は公共施設の管理者若しくは管理者となるべき者に賃貸し、又は譲渡することができる。

- 4 第一項の規定により土地を賃貸し、又は譲渡する場合のほか、土地買取者は、前条第三項の規定により買い取つた土地を当該土地に係る都市計画に適合するように管理しなければならない。